

## 青色事業専従者給与

### 裁決のポイント

請求人の夫の事業への従事の程度は、一時的ないし臨時的なものであって、事業に専ら従事するものとは認められないとした事例

<平成19年1月18日裁決・棄却 裁決事例集73集168頁>

### 事実

#### 1. 事案の概要

審査請求人（以下「請求人」という。）は、弁護士業を営む夫から青色専従者給与の支給を受けており、当該給与所得から医療費控除をして所得税の還付を受けるために還付請求申告書を提出した。

原処分庁は、請求人は、所得税法57条第1項に規定する青色事業専従者に当たらないとして、同法56条の規定により、夫の請求人に対する給与の必要経費算入を否認すると同時に、当該給与として支払われた金額は、請求人の各種所得の金額の計算上ないものとされずとして、平成14、15、16年の各年分の請求人の給与所得を零円とする各更正処分を行った。

請求人は、異議決定を経た後、審査請求をした。

#### 2. 基礎事実

以下の事実は、請求人及び原処分庁の双方に争いがなく、審判所の調査結果によっても、その事実が認められる。

(1) 請求人の夫Cは、B法律事務所（以下「所属法律事務所」という。）に所属する弁護士である。

(2) 請求人は、夫Cが所属する法律事務所には勤務していない。

(3) 夫Cは、昭和48年分以後の所得税について青色の承認を受け、同人と生計を一にする配偶者である請求人を青色事業専従者として、昭和55年1月18日付けで以下の青色専従者給与に関する変更届出書を提出している。

支給期間等	仕事の内容程度	給料（月額）	賞与	昇級の基準
昭和55年 1月以降	経理・秘書・事務 （運転を含む） 毎日4～5時間	円	年間8月 以内	年率20%以内で 一般の昇給水準 及び業績に応じ 昇給を行う

### 主張

1. 請求人 原処分は違法であるので、全部の取消を求める。

(1) 請求人は夫Cの業務に従事しており、所得税法57条に規定する「居住者の営む事業に従事するもの」に当たる。

### 夫Cの法律事務に附帯関連する業務

銀行に出向く、現金の出納、住所録の管理、挨拶状等の返信、年賀状作成  
贈答品の送付、研究室における業務（年平均71回×3時間＝213時間）、  
自動車の運転（週3回、年156回×2.5時間＝390時間）、  
スケジュール管理等の秘書的業務（1日10分×300日＝50時間）

#### 所得税法に定める居住者の義務の履行のために行う業務

毎年の総勘定新元帳の作成（18時間）、試算表の作成等（1月17時間×12  
月＝204時間）、確定申告書作成準備（16時間）、税務署への申告書等の提  
出（12時間）、伝票・元帳等の整理（1月1時間×12月＝12時間）

上記はいずれも夫Cの営む弁護士業に包含される業務であり、年間の従事時間合計  
は、1455時間である。

（2）所得税法施行令165条に規定する「専ら」事業に従事するかどうかの判定に  
ついては、請求人の年間従事時間1455時間は、夫Cの所属事務所の従業員の年間  
就労日数及び年間所定労働時間の2分の1をはるかに超えているので、当然に「6月  
を超える」こととなる。

（3）請求人が従事する各業務を「夫婦間の相互扶助の範囲内のもの」とすることは、  
所得税法57条の法沿革にも、労働には当然報酬が支払われるべきだとする現今の社  
会常識にも、はたまた憲法感覚にも馴染まない、違法で誤った考え方である。

## 2. 原処分庁

原処分はいずれも適法である。

請求人の労務の内容、所要時間ないし頻度からすれば、社会通念上、請求人の労務の提  
供は、夫婦の相互扶助の範囲内の行為あるいは日常生活の一環として行われている行為と  
いうべきであり、請求人は夫Cの事業に専ら従事する者に当たらないから、本件給与の額  
は、青色事業専従者給与に該当しないこととなり、所得税法56条の規定により、請求人  
の各種所得の金額の計算上ないものとみなされる。

## 3. 判断

### （1）法令解釈について

生計を一にする配偶者等の親族が青色事業専従者に該当するか否かの判定に当たって  
は、青色申告者の営む事業の内容ないし態様、配偶者等の親族が従事する労務の内容ない  
し態様、要する期間ないし時間及び頻度等の諸要素を勘案して、当該事業の遂行上必要な  
労務であり、かつ、事業に専ら従事する期間がその年を通じて6月を超えるかどうかを判  
断すべきであると解される。

この点について、請求人提出資料、原処分関係資料及び当審判所の調査の結果によれ  
ば、以下のとおりである。

（イ）総勘定新元帳、試算表の作成等

A 夫Cは、当審判所に対して、各年分の総勘定元帳は夫Cが記帳している旨答述していること、当該総勘定元帳の現金勘定、普通預金勘定等には、12月末の月末差引残高の額の記載はあるものの、期末繰越残高の額の記載はないこと、12月末繰越残高欄及び翌期首繰越残高欄に記載された金額の筆跡は酷似していることを併せ考えると、新しい総勘定元帳を作成する業務のうち、期首、期末繰越残高の突合及び記載については、請求人が行っているとは認められず、請求人が毎年の新しい総勘定元帳を作成したとの請求人の答述は信用できず、したがって、請求人の主張には理由がない。

B また、請求人は試算表を作成するなどし、これに多大な時間を要している旨主張する。

ところで、請求人は、当審判所に対して、毎月の月末残高試算表を作成する目的は、夫Cが記帳する総勘定元帳の各勘定科目の貸借が一致するかどうかを確認するためであること、作業の内容は、各勘定科目の月末残高をパソコンに入力し、その貸借が一致しない場合には、請求人の入力誤りか、あるいは各勘定科目の計算誤りかなどの原因を探究し、その結果を夫Cに報告する旨答述し、また、夫Cは、総勘定元帳の記載は2、3月をまとめて行う旨答述している。

そうすると、請求人及び夫Cの答述を前提としても、請求人の試算表の作成等に係る作業の内容及び程度が、請求人が主張するように、多大な時間を要するものであるとは認められず、仮にそれが行われていたとしても(請求人が試算表の作成等に係る作業を行っていることについては、請求人及び夫Cの答述以外にこれを裏付ける証拠資料はない。)、一時的ないし臨時的なものというのが相当である。

(ロ) 確定申告書の作成準備及び税務署への申告書等の提出

夫Cの各年分の確定申告書の内容は、事業所得のほか不動産所得、給与所得、雑所得、一時所得及び株式等の譲渡所得を含むものであること、確定申告書は、納税者が業務を行っているか否かにかかわらず作成して提出すべきものであること、夫Cが営む事業は弁護士業であること、請求人は夫Cの所属事務所に勤務せずに自宅においてその労務に従事していることからすれば、その申告書の作成準備及び提出は、夫婦の相互扶助の範囲内の行為あるいは日常生活の一環として行われている行為ないしはこれと不可分な行為であるというべきであり、それによって、夫Cの事業に従事しているとはいえない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

(ハ) 銀行に出向いて各種の手続を行うこと

夫Cの事業に関する本件銀行業務のほとんどは、同人自身がF支店において行っていると考えるのが自然であり、これを請求人が行っていると認めるに足る証拠資料はない。

なお、夫Cの不動産賃貸業は、その所有する建物1棟(4室)を貸し付けているだけであり、事業的規模で行われているとは認められないから、当該賃貸料の入金を確認するためのH銀行J支店の通帳の記帳をもって、請求人が夫Cの事業に従事しているということとはできない。

そうすると、請求人が本件通帳の記帳のためにG支店に出向くことがあったとしても(請求人が行ったことを裏付ける証拠資料はない。)、夫Cの主張によると本件通帳の記帳は月4回程度であるから、その労務は一時的なもの(これに要する時間も短時間である。)というのが相当である。

(ニ) 現金の出納業務及び伝票・元帳等の整理

A 請求人は、現金の出納業務を行っている旨主張し、当審判所に対して、夫Cから指示を受けて、G支店の本件口座から事業用資金及び生活費として毎月 円程度の現金を引き出し、いったん現金箱に入れた後、夫Cが出金伝票を起票して、生活費及び専従者給与の支払などに充てていること、請求人あるいは夫Cがそれぞれ手持ちの現金から事業用資金として出金した場合は、その後夫Cが伝票を起票して総勘定元帳に記帳していること、請求人が現金箱から現金を出し入れする行為1回につき5分を要するとし、各年分の総勘定元帳の現金勘定に記載された入出金件数の平均値をとると、請求人が行う現金の出納業務は年平均390回、従事時間33時間であることを答述する。

しかしながら、夫Cが実際に行っている現金の入出金、出金伝票の起票、総勘定元帳の現金勘定への記載の方法では、各年分の総勘定元帳の現金勘定に記載された入出金件数は、現実の現金の入出金を正しく表記したもとはいえない。また、そもそも請求人が主張する現金の出納業務は、事業用と家事用が明確に区分されていない現金箱の現金の出し入れをいうものであり、それを業務というのは、請求人らが所持する財布から現金を出し入れする行為を業務というに等しいものである。そうすると、請求人が行っていると主張する「現金出納業務」をもって、請求人が夫Cの事業に従事しているということとはできないから、請求人の主張には理由がない。

B 請求人は、伝票及び総勘定元帳の整理を行っている旨主張する。

しかしながら、夫Cは、当審判所に対して、総勘定元帳については、同人が2、3月まとめて記載することもあること、入出金伝票等の起票は同人が行っていることを答述し、他に請求人が伝票及び総勘定元帳の整理を行っていることを認めるに足る証拠資料がないことからすれば、請求人の主張には理由がない。

(ホ) 住所録の管理、挨拶状等の返信、年賀状に関連する業務及び贈答品の送付等

請求人は、住所録の管理、挨拶状等への返信、年賀状に関連する業務及び贈答品の送付等（以下「書信交換等」という。）を行っている旨主張する。

この点について、当審判所の調査の結果によれば、書信交換等の相手方約900名のすべてが夫Cの事業に関連する顧客等であるとは限らないことが認められ、また、請求人及び夫Cは、書信交換等を行うことによって顧問先を紹介されたという認識はなく、挨拶状等に対する返信は、夫Cが指示して請求人が週に1回程度行い、夫C自らが返信することもあった旨答述している。

そうすると、請求人の主張する書信交換等の内容及び頻度、夫Cが営む事業は弁護士業であること、請求人は夫Cの所属事務所に勤務せずに自宅においてその労務に従事していることからすれば、その書信交換等は、夫婦の相互扶助の範囲内の行為あるいは日常生活の一環として行われている行為ないしはこれと不可分な行為であるというべきであり、それによって、請求人が夫Cの事業に従事しているとはいえない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

(ヘ) 本件研究室における業務

請求人は、本件研究室において、夫Cの法律業務を補助するための、本件研究室の清掃、来訪者の接遇、書類のコピー作成、夫Cに対するお茶出し等を行った旨主張し、当審判所に対して、夫Cは、本件研究室は、同人が休日や帰宅後に仕事をする時、仕事上の来客がある時などに利用し、請求人は、夫Cが本件研究室で執務する際にお茶出しなどの接遇を

している旨、請求人は、夫C及び来訪者の接遇のほか、その接遇のための茶道具、本件研究室において使用する書類及び備品等を運ぶため、あるいは業者の荷物搬入及び設備点検の立会いのために、月5、6回本件研究室に出向いている旨答述する。

しかしながら、本件研究室は、請求人及び夫Cの自宅と同じQ市q町に所在し、また、請求人及び夫Cは、当審判所に対して、請求人は来訪者のため、あるいは夫Cが執務する際にお茶出しなどの接遇を行っているが、必ずしもその都度本件研究室に来ているわけではない旨答述する。

そして、請求人が本件研究室において行っていたことは、その内容及び頻度、夫Cが営む事業は弁護士業であること、請求人は夫Cの所属事務所に勤務せずに自宅に近い本件研究室においてその労務に従事していることからすれば、夫婦の相互扶助の範囲内の行為あるいは日常生活の一環として行われている行為ないしはこれと不可分な行為であるというべきであり、それによって、請求人が夫Cの事業に従事しているとはいえない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

#### (ト) 自動車の運転業務

夫Cは、当審判所に対して、請求人が自動車を運転できない場合はタクシー又は地下鉄を利用して所属事務所に出勤している旨、請求人は、必要な日常の家事、友人との交際、趣味で行う各種教室への参加、病院への通院など、他に用事がある場合は、自動車の運転業務を行っていない旨、それぞれ答述していることからみて、請求人が自動車を運転し、夫Cがこれに乗車したことがあったとしても、その内容及び頻度、夫Cが営む事業は弁護士業であること、請求人は夫Cの所属事務所に勤務せずに自宅においてその労務に従事していることからすれば、それは、夫婦の相互扶助の範囲内の行為あるいは日常生活の一環として行われている行為ないしはこれと不可分な行為であるというべきであり、それによって、請求人が夫Cの事業に従事しているとはいえない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

#### (チ) スケジュール管理等の秘書的業務

請求人は、当審判所に対して、毎朝、夫Cの1日のスケジュールを同人の手帳を見て注意喚起している旨答述していること、同人自らがスケジュール等を記載した手帳を管理、所有していることからすれば、請求人が、毎朝、夫Cのその日のスケジュール等について注意喚起を行うことは、その内容及び頻度、夫Cが営む事業は弁護士業であること、請求人は夫Cの所属事務所に勤務せずに自宅においてその労務に従事していることからすれば、夫婦の相互扶助の範囲内の行為あるいは日常生活の一環として行われている行為ないしはこれと不可分な行為であるというべきであり、それによって、請求人が夫Cの事業に従事しているとはいえない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

(リ) なお、請求人は、請求人の主張する各業務に従事した日は「出勤簿」に「(請求人の姓)」の印を押なつしていると主張し、当審判所に対して、「出勤簿」は請求人の自宅に備え付けてあり、夫Cの事業に関する業務に従事した日は必ず「出勤簿」に押印しているが、スケジュール管理等の秘書的業務は、毎日のことであるため押印しておらず、また、夫Cの指示により、本件研究室において業務に従事した日には、「(請求人の姓)」の押印をしたほかに「ケ」と表示した旨答述している。

しかしながら、上記のとおり、請求人は、夫Cの所属事務所には出勤しておらず、また、請求人が「出勤簿」と主張する書面は請求人の自宅に備え付けられ、夫Cの事業に関する業務に従事した日に押印するものであるというのであるから、それは、一般社会通念上の出勤簿とは明らかに異なるものであり、請求人又は夫Cが、請求人が夫Cの事業に関する業務に従事したと認識した日にその「出勤簿」に押印するというものにすぎない。

また、当審判所の調査の結果によれば、(中略 筆者)請求人が夫Cの業務に従事したと主張する日と「出勤簿」に押印された日との間には、多数の符合しない日が存在することから、「出勤簿」が、請求人が夫Cの事業に従事した日を正確に表しているとは認められない。

したがって、請求人が「出勤簿」と主張する書面をもって、請求人が専ら夫Cの事業に従事しているか否かを判断することはできない。

二 以上によれば、請求人が主張する各業務のうち、試算表の作成等及び銀行に出向いて各種の手続を行うこと以外の業務については、これに従事しているとは認められないか又はこれに従事することが夫Cの事業に従事するとはいえないものであり、また、試算表の作成等及び銀行に出向いて各種の手続を行うことについては、請求人がこれらを行っていたとしても、その労務は一時的ないし臨時的なものであって、請求人が夫Cの事業に専ら従事する期間がその年を通じて6月を超えとは認められない。

ホ 以上のとおり、請求人は夫Cの青色事業専従者とは認められず、本件給与は、所得税法第57条第1項に規定する青色事業専従者給与に該当しないこととなるから、同法第56条の規定により、本件給与は、請求人の各種所得の金額の計算上ないものとみなされることになる。

したがって、本件各更正処分はいずれも適法である。

## 研究

### 裁決に反対

所得税法57条に規定する「居住者と生計を一にする配偶者その他の親族(年齢15歳未満である者を除く)で専らその居住者の営む所得税法56条に規定する事業に従事するもの(以下「青色事業専従者」という。)」の解釈として、親族が専ら従事するかどうかの判定について研究する。

#### 1. 所得税法57条 の意義

不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業を営む青色申告者が、所定の届出書に記載した方法に従い、記載金額の範囲内で青色事業専従者に給与の支払いをした場合には、その労務の対価として相当であると認められるものについて、居住者の当該所得の金額の計算上必要経費に算入し、かつ、当該青色事業専従者の給与所得に係る収入金額とする規定である。

#### 昭和27年に創設された理由

56条はわが国の現行所得税法の原則である個人単位課税の例外とされ、趣旨は、家族専従者に所得を分散して所得税負担の軽減を図ることを防止するためであ

るといわれるが、以下の理由により56条の特例として制定された。

家族専従者が他に就職していれば相当の所得を得られたはずであるが、たまたま家業に従事するために給与の支給が認められないことは不合理であること、

会社であれば、家族に支払われる給料が妥当な限度内であれば損金に算入することを認められることとの権衡を図る必要がある。

## 2. 所得税法57条 の論点

i 事業的規模の判定 事業に至らない業務の場合には、必要経費算入は認められない。  
専ら従事する親族などは予定されていない。

ii 事業に専ら従事する親族、同一生計親族

iii 労務の対価 同種事業・同規模業者との比較において相当と認められるか

## 3. 本件の問題点

### 審判所の判断

・事実認定の結果、請求人が行っていた労務は、一時的ないし臨時的なものであって、請求人が夫Cの事業に専ら従事する期間が6月を超えとは認められない。  
従って、請求人は夫Cの青色事業専従者とは認められない。

・夫婦の相互扶助の範囲内の行為あるいは日常生活の一環として行われている行為ないしはこれと不可分な行為で夫の事業に従事しているとはいえない。

### 参考裁決 昭和52.1.27裁決

<請求人の不動産の貸付は、不動産所得を生ずべき事業に該当するとして、青色事業専従者給与の必要経費算入を否認した原処分を取消した事例>

請求人は地方公務員、青色事業専従者は母、所有不動産は貸家2件、貸地45件  
原処分庁は、請求人の不動産の貸付が事業に該当しないとして青色事業専従者給与の金額を必要経費に算入することを認めなかった。

審判所は、請求人の不動産の貸付は社会通念上事業的規模に該当するとし、その母は、不動産貸付につき、30数年の経験に基づき、年間を通じて、専らその業務に従事しているため、同人は、青色事業専従者に当たると認めた。